開発許可申請の手引き　新旧対照表

改定後	現行	備考
第一節　接続道路等 **1-1 道路の定義** **都市計画法施行令第二十五条** **第一号** 道路は、都市計画において定められた道路及び開発区域外の道路の機能を阻害することなく、かつ、開発区域外にある道路と接続する必要があるときは、当該道路と接続してこれらの道路の機能が有効に発揮されるように設計されていること。 **第二号** 予定建築物等の用途、予定建築物等の敷地の規模等に応じて、六メートル以上十二メートル以下で国土交通省令で定める幅員（小区間で通行上支障がない場合は、四メートル）以上の幅員の道路が当該予定建築物等の敷地に接するように配置されていること。 ただし、開発区域の規模及び形状、開発区域の周辺の土地の地形及び利用の態様等に照らして、これによることが著しく困難と認められる場合であつて、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上及び事業活動の効率上支障がないと認められる規模及び構造の道路で国土交通省令で定めるものが配置されているときは、この限りでない。 **第四号** 開発区域内の主要な道路は、開発区域外の幅員九メートル（主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為にあつては、六・五メートル）以上の道路（開発区域の周辺の道路の状況によりやむを得ないと認められるときは、車両の通行に支障がない道路）に接続していること。	**第一節　接続道路** **1-1（ 追加 ）**	手引き 第三章 １P~

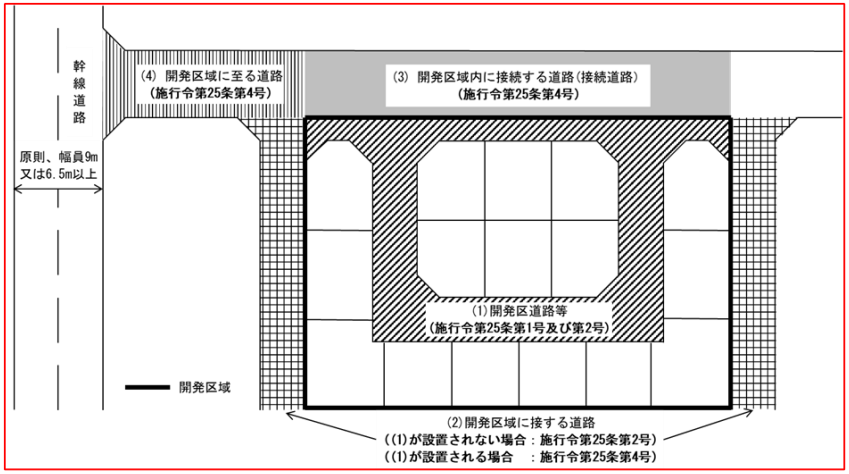

(1) **開発道路等**【都市計画法施行令（以下、「施行令」という。）第 25 条第 1 号及び同条第 2 号】
開発区域内に設置する道路（拡幅した道路を含む）

(2) **開発区域に接する道路**
① 開発区域内に新たに道路が設置されない場合、施行令第 25 条第 2 号の規定を適用
② 開発区域内に新たに道路が設置される場合、施行令第 25 条第 4 号の規定を適用

(3) **開発区域内に接続する道路**【施行令第 25 条第 4 号】
開発区域内の主要な道路が接続する開発区域外の接続道路（以下、本節において　「**接続道路**」という。）

(4) **開発区域に至る道路**【施行令第 25 条第 4 号】
幹線道路との交差点から、接続道路までの区間の道路
なお、幹線道路とは、原則として、幅員 9m(主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為にあっては､幅員 6.5m)以上の道路とする｡ただし、開発区域の周辺の道路状況によりやむを得ないときは､本節 1-2、1-4 の規定によるものとする。

（ 追加 ）

1-2 道路の幅員

(1) 本市の開発許可申請の手引きに記載されている道路幅員の考え方については、原則として、第四節の 4-3 道路幅員による「有効道路幅員」とする。
ただし、表 1-2 において、開発区域に接する道路、接続道路及び開発区域に至る道路の幅員が 5.0m 以上必要となる開発行為の場合、道路法の道路、若しくは建築基準法第 42 条 1 項 2 号から同条同項 5 号道路として道路区域が定められていること。

(2) 開発道路等の幅員（施行令第 25 条第 1 号及び同条第 2 号）
開発区域内に設置する道路の幅員は、開発区域の規模、予定建築物の用途及び道路の種類に応じて表 1-1 を標準とする。

表 1-1 開発面積と道路幅員(施行令第 25 条第 2 号)

開発規模 / 道路区分	0.1ha 未満	0.1ha ～ 1.0ha	1.0ha ～ 5.0ha	5.0ha ～ 20.0ha	20.0ha 以上
住区幹線道路					12m 以上
区画幹線道路			9 ～ 12m		
区 画 道 路	[4m] [5m] 6m				

(注)施行令第 25 条第 2 号において認める「小区間で交通に支障がない道路」とは、次のとおりとする。
[4m]は、開発区域内で予定区画数又は予定戸数が 8 以内
[5m]は、開発区域内で予定区画数又は予定戸数が 20 以内

(3)開発区域に接する道路、
接続道路及び開発区域に至る道路の幅員
接続道路は、原則建築基準法上の道路（注１）とし、幅員は 9m(主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為にあっては、幅員 6.5m)以上とする。
但し、開発区域に接する道路、接続道路及び開発区域に至る道路は、

1-1 接続道路について

（ 追加 ）

開発区域が接し又は開発区域内の主要な道路が接続する開発区域外の接続道路
は原則建築基準法上の道路（注１）とし、幅員は 9m(主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為にあっては、幅員 6.5m)以上とする。(施行令第 25 条第 4 号)
但し、

３Ｐ~

開発区域の周辺の道路状況によりやむを得ないときは、車両の通行に支障のない道路とし、表 1-2 に定める幅員以上とする。(施行令第 25 条第 4 号括弧書)

表1-2（施行令第25条第4号括弧書）

開発区域の面積 (ha)	接続道路等の幅員（m）		
	住　居　系	事 務 所 系	店　舗　系
0.3 未満	4.0（注 2）	5.0（注 5）	6.0（注 5、注 6）
0.3 以上 0.5 未満	4.0（注 2）	5.0	6.0
0.5 以上 1.0 未満	5.0（注 3）	5.0	6.0
1.0 以上 5.0 未満	6.0	6.5	6.5
5.0 以上 2 0 未満	6.5	9.0	9.0
2 0 以上	6.5（注 4）	9.0（注 4）	9.0（注 4）

（注 1）～（注 5）　略

（注 6）法第 34 条第 1 号「店舗等」、法第 34 条第 11 号「店舗併用住宅」、法第 34 条第 2 号「市街化調整区域内に存する観光資源の有効な利用上必要な建築物等」（延べ床 150 ㎡以下）に限り、開発区域に接する道路、接続道路及び開発区域に至る道路は幅員 4m以上とする。

（注 7）医療施設については、店舗系を適用し、学校施設及び社会福祉施設、工場については、原則として事務所系を適用する。また、老人ホームについては、共有部分が有るものは事務所系、共有部分が無いものは住居系を適用する。ただし、計画戸数が 21 戸以上の老人ホームは本節 1-4 に掲げる基準を適用する。

（注 8）　（削除）

（注 8）法第 34 条第 2 号「市街化調整区域内に存する観光資源の有効な利用上必要な建築物等」のうち、事業計画、道路の状況等により適切に交通処理される計画と認められる場合、開発区域に接する

開発区域の周辺の道路状況によりやむを得ないときは、車両の通行に支障のない道路とし、表 1-1 に定める幅員以上とする。

なお、接続道路（表1-1）及び本市の開発許可申請の手引きに記載されている道路幅員の考え方については、全て、第四節の4-3道路幅員による「有効道路幅員」とする。

表1-1（施行令第25条第4号括弧書）

開発区域の面積 (ha)	接続道路　の幅員（m）		
	住　居　系	事 務 所 系	店　舗　系
0.3 未満	4.0（注 2）	5.0（注 5）	6.0（注 5、注 6）
0.3 以上 0.5 未満	4.0（注 2）	5.0	6.0
0.5 以上 1.0 未満	5.0（注 3）	5.0	6.0
1.0 以上 5.0 未満	6.0	6.5	6.5
5.0 以上 2 0 未満	6.5	9.0	9.0
2 0 以上	6.5（注 4）	9.0（注 4）	9.0（注 4）

（注 1）～（注 5）　略

（注 6）法第 34 条第 1 号「店舗等」、法第 34 条第 11 号「店舗併用住宅」、法第 34 条第 2 号「市街化調整区域内に存する観光資源の有効な利用上必要な建築物等」（延べ床 150 ㎡以下）に限り、接続道路は幅員 4m以上とする。

（注 7）医療施設については、店舗系を適用し、学校施設及び社会福祉施設、工場については、原則として事務所系を適用する。

（注 8）幅員 5.0m 以上の接続道路は、道路法の道路、若しくは建築基準法第 42 条 1 項 2 号から同条同項 5 号道路として道路区域が定められていること。

（注 9）法第 34 条第 2 号「市街化調整区域内に存する観光資源の有効な利用上必要な建築物等」のうち、事業計画、道路の状況等により適切に交通処理される計画と認められる場合、

道路、接続道路及び開発区域に至る道路は幅員 1m を減じることができる。 (4)開発区域に接する道路、接続道路及び開発区域に至る道路の道路整備 開発区域の面積が 0.5ha 以上で、開発区域に接する道路、接続道路及び開発区域に至る道路が建築基準法上の道路（本章 4P 注 1）に該当し、表 1-2 に満たない場合は、表 1-2 以上の幅員まで拡幅整備を行うこと。 但し、開発区域の面積が 0.5ha 未満の場合、開発区域に接する道路、接続道路及び開発区域に至る道路が建築基準法上の道路（本章 4P 注 1）に該当し、幅員が表 1-2 に満たない場合は、次の各項を満たす整備を行うこと。 ① 最寄りの幹線道路の交差点（道路判定区分が A もしくは B-1、B-2 で中心後退等により幅員 4m が確保されている通り抜け道路の交差点）まで拡幅すること。但し、その交差点において開発区域に至る道路の幅員 が 4m 未満であっても整備状況によりやむを得ないと認められる場合は、開発指導課と協議の上、最寄りの交差点とみなすことができる。なお、開発区域に至る道路の幅員が 5.0m 以上必要な開発行為については、開発区域に至る道路の幅員以上の道路と交差する近傍の交差点までを開発区域に至る道路として取り扱う。 ② 開発区域に接する道路が交差する場合には角切りを設けること。 ※角切りは最低 1 ヶ所確保すること。 ③開発区域に接する道路及び接続道路で、開発区域と道路の間に水路が介在し水路幅 1.1m を超えるものを除いて、開発区域に接する道路及び接続道路の幅員が 1.8m 以上ある場合は、表 1-2 の幅員を確保すること。 ④開発区域に接する道路で、幅員 1.8m 以上かつ 道路判定区分が A 及び B 以外 である場合は、一方後退による 4m 以上の幅員を確保又は中心後退による幅員を確保すること。但し、開発指導課及び関係課との協議の結果、その道路の状況等により拡幅が不要と認められた場合を除く。	接続道路 は幅員 1m を減じることができる。 (1) 接続道路 の道路整備 開発区域の面積が 0.5ha 以上の場合で、 接続道路 が 表 1-1 に満たない場合は、表 1-1 以上の道路まで拡幅整備を行うこと。 但し、 面積が 0.5ha 未満の 接続道路 については、次の各項を満たす整備を行うこと。 ① 最寄りの 交差点（道路判定区分が A もしくは B-1、B-2 で中心後退等により幅員 4m が確保されている通り抜け道路の交差点）まで拡幅すること。但し、その交差点において接続道路（開発区域に接する道路）以外の道路が 4m 未満であっても整備状況によりやむを得ないと認められる場合は、開発指導課と協議のうえ、最寄りの交差点とみなすことができる。なお、接続道路 の幅員が 5.0m 以上必要な開発行為については、接続道路 の幅員以上の道路と交差する近傍の交差点まで 接続道路 として取り扱う。 ② 角切りは最低 1 ヶ所確保すること。 ③ 開発区域が接する道路の拡幅部分は、市へ帰属すること。 開発区域に接する道路が交差する場合には角切りを設けること。 また、接続道路以外の道路 で、開発区域と道路の間に水路が介在し水路幅 1.1m を超えるものを除いて、開発区域に接する道路 の幅員が 1.8m 以上ある場合は、表 1-1 の幅員を確保すること。 なお、 幅員 1.8m 以上の道路において道路判定区分が A 及び B 以外の道路である場合は、 4m 又は中心後退による幅員を確保すること。但し、開発指導課及び関係課と協議の上、その道路の状況等により拡幅が不要と認められるものについてはこの限りでない。	5 P~
1-3 計画区画数が 9 以上の専用住宅、又 は計画戸数が 9 戸以上の共同住宅の開発区域に接する道路及び接続道路 表 1-2 を満たすとともに、車両が離合できる道路（幅員 5m 以上）を確保	**1-2 区画数が 9 以上の専用住宅、または計画戸数が 9 戸以上の共同住宅の 接続道路** 表 1-1 を満たすとともに、車両が離合できる道路（幅員 5m 以上）を確保	6 P~

すること。

但し、開発指導課及び関係課との協議の結果、開発区域周辺の道路の状況により支障ないと認められる場合を除く。

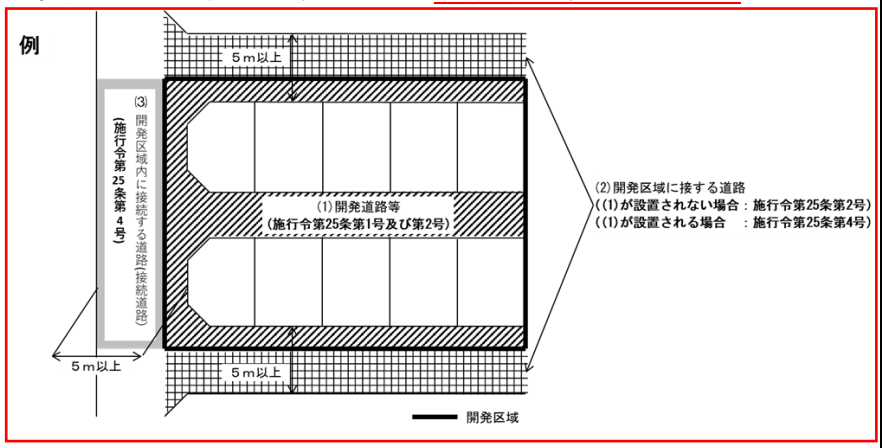

詳細

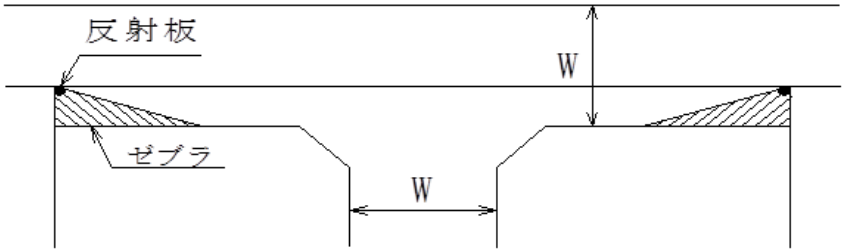

1-4 計画区画数が 21 以上の専用住宅、計画戸数が 21 戸以上の共同住宅及び計画戸数が 21 戸以上の老人ホームの開発区域に接する道路、接続道路及び開発区域に至る道路

表 1-2 を満たすとともに、次の各項を満たすこと。

(1)開発区域に接する道路、接続道路

開発区域に接する道路、接続道路は幅員 6m以上を確保すること。

(2)開発区域に至る道路

原則、幅員 6m以上の幹線道路から幅員 6m以上の道路で接続すること。ただし、幅員 6m以上の幹線道路へ接続する道

すること。

但し、開発区域周辺の道路の状況により支障ないと認められるときは、その限りではない。

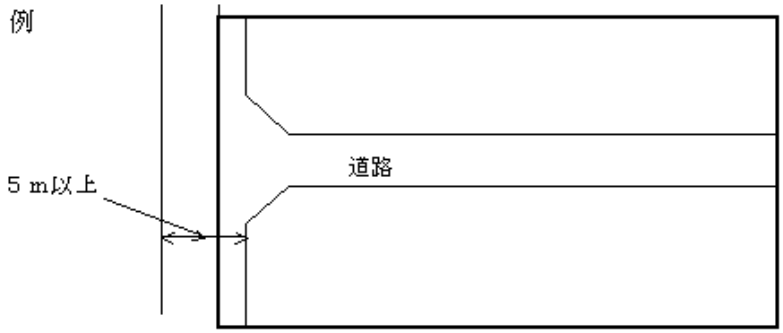

詳細

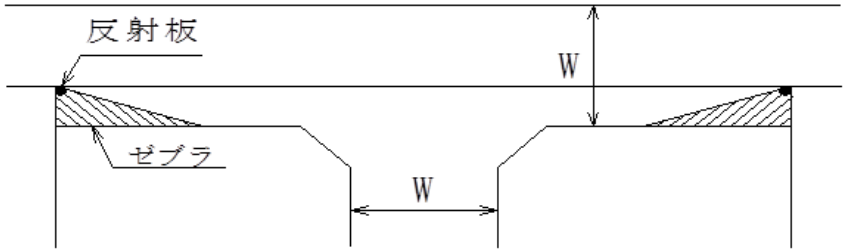

1-3 区画数が 21 以上の専用住宅、または計画戸数が 21 戸以上の共同住宅の接続道路

表 1-1 を満たすとともに、次の各項を満たすこと。

(1)開発区域まで接続する道路

原則、幅員 6m以上の通り抜け道路から幅員 6m以上の道路で接続すること。ただし、幅員 6m以上の通り抜け道路から接続する道路の幅員が 5m以上 6m未満の道路である場合は、他方の交差点まで幅員 4m以上の道路が確保できる通り抜け道路とすること。(図 1-1)

7 P~

路の幅員が 5m以上 6m未満の場合、他方の交差点まで幅員 4m以上の道路で通り抜けていること。(図１－１)

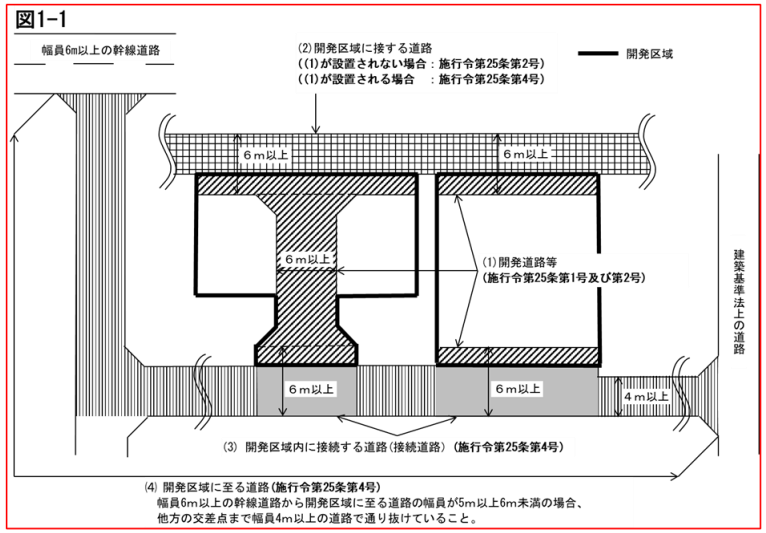

1-5　開発道路等の取扱い

都市計画法第三十九条

開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により公共施設が設置されたときは、その公共施設は、第三十六条第三項の公告の日の翌日において、その公共施設の存する市町村の管理に属するものとする。ただし、他の法律に基づく管理者が別にあるとき、又は第三十二条第二項の協議により管理者について別段の定めをしたときは、それらの者の管理に属するものとする。

都市計画法第四十条

開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により、従前の公共施設に代えて新たな公共施設が設置されることとなる場合においては、従前の公共施設の用に供していた土地で国又は地方公共団体が所有するものは、第三十六条第三項の公告の日の翌日において当該開発許可を受けた者に帰属するものとし、これに代わるものとして設置された新たな公共施設の用に供する土地は、その日においてそれぞれ国又は当該地方公共団体に帰属するものとする。

２　開発許可を受けた開発行為又は開発行為に関する工事により設置された公共施設の用に供する土地は、前項に規定するもの及び

(2)開発区域に接する道路部分

開発区域に接する道路部分は幅員 6m以上を確保すること。

図 1-1

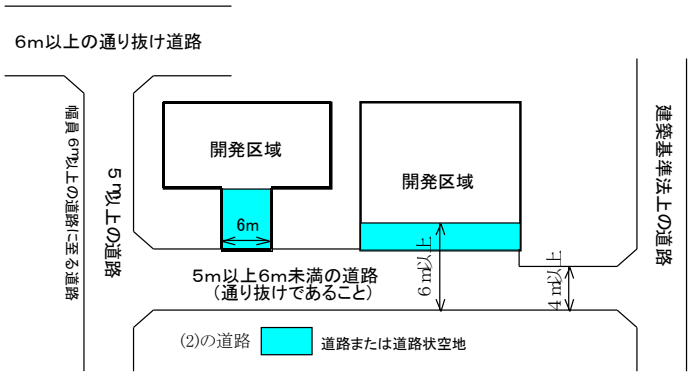

拡幅した道路の取扱い細則

（ 追加 ）

８Ｐ~

開発許可を受けた者が自ら管理するものを除き、第三十六条第三項の公告の日の翌日において、前条の規定により当該公共施設を管理すべき者（その者が地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務（以下単に「第一号法定受託事務」という。）として当該公共施設を管理する地方公共団体であるときは、国）に帰属するものとする。

（削除）

(1) 開発行為に関する工事により設置された新たな公共施設及びその土地の管理（法第 39 条）及び帰属（法第 40 条）について

① 市道及び里道等（法定外公共財産）の拡幅

開発道路（拡幅した道路を含む）は、第三章 技術基準及び熊本市市道認定基準要綱に基づく構造とし、原則として、市が管理し、その土地は市へ帰属しなければならない。

② 私道等の拡幅

開発区域に接する道路及び接続道路が建築基準法上の道路（本章 4P 注 1）に該当する場合、原則として、前項 1-2～1-4 に掲げる幅員まで拡幅すること。また、拡幅元の私道等を含め熊本市市道認定基準要綱等を満たす場合、原則として　　市　へ帰属しなければならない。

(2) 拡幅した道路は、原則として、区域に含めること。

(3) 図面作成上の注意点

開発行為に伴う拡幅（建築基準法に基づく中心後退によらない拡幅）の場合は、開発行為に伴う拡幅部分と中心後退による部分　　を、土地利用計画平面図及び求積図で明確にすること。

4 （削除）

第二節　（略）

第三節　造成計画

1 開発区域に含めるべきか否か

原則として、区域に含めるものとする。

2 市へ帰属するべきか否か

(1) 市道及び里道等（法定外公共財産）の拡幅において

　　市へ帰属するものとする。

(2) 私道等の拡幅において

　　拡幅元の道路　を含め市道認定基準　　を満たす場合、原則として拡幅元の道路を含め市道へ帰属しなければならない。

3 図面作成上の注意点

　　中心後退によらない拡幅　の場合は、　　中心後退による部分とよらない部分を、　　求積図で明確にすること。

4 原則の取扱い

拡幅元又は拡幅部分の所有者が開発行為本体の所有者及び申請人と異なり、寄付の同意が得られない場合等、市と協議し決定するものとする。

第二節　（略）

第三節　造成計画

（中略） **3-1 土質調査** (1)～(2)　（略） (3) 土質調査及び土質試験が必要と思われる場合、ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ調査の個所は、250m~300m 間隔に 1 箇所を標準とし、最低 2 箇所以上調査すること。又、工事の種類によっては、構造物の規模、形式を勘案して別途調査すること。 (4) 地表面下 10m までに次のような土層の存在が認められる場合は軟弱地盤工法等により施工すること。 ｱ 有機質土、高有機質土 ｲ 粘性土で、標準貫入試験で得られるN値が2以下あるいはｽｳｪｰﾃﾞﾝ式ｻｳﾝﾃﾞｨﾝｸﾞ試験において 100 kg以下の荷重で自沈するもの ｳ 砂で、標準貫入試験で得られる N 値が 10 以下あるいはｽｳｪｰﾃﾞﾝ式ｻｳﾝﾃﾞｨﾝｸﾞ試験において半回転数(Nsw)が 50 以下のもの **3-2～3-5　（略）** **3-6 擁壁** (1)～(6)　（略） (7) 地上高が 2m を超える擁壁の安定計算について 次の項目に対する安定計算書を添付すること。 ただし、国土交通省制定の「土木構造物標準設計」による構造物（小型重力式擁壁を除く）及び国土交通(建設)大臣認定の 2 次製品を使用する場合や間知ﾌﾞﾛｯｸ積(石積)擁壁の場合には、「ｴ」についてのみ添付すること。なお、施工時に、擁壁の断面形状及び基礎底面位置が変化する毎に、支持地盤の土質を確認すること。設計時の土質と異なる場合は、再度、土質調査を行ったうえで基礎地盤の支持力に関する設計を行うこと。支持地盤の許容支持力度が不足している場合、地盤改良等の適切な措置を講じることとし、法第３５条の２第１項（変更許可）の対象とする。 また地震時の検討は、表 3-2 を基準とする。 ｱ 転倒に対する検討 ｲ 滑動に対する検討 ｳ 部材の応力度に対する検討 ｴ 地盤支持力に対する検討 注) 土圧係数については、ｸｰﾛﾝもしくは試行くさびによる係数を用いること。	（中略） **3-1 土質調査** (1)～(2)　（略） (3) 土質調査及び土質試験が必要と思われる場合、ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ調査の個所は、250m~300m 間隔に 1 箇所を標準とし、最低 2 箇所以上調査すること。又、工事の種類によっては、構造物の規模、形式を勘案して別途調査すること。なお、地表面下 10m までに次のような土層の存在が認められる場合は軟弱地盤工法等により施工すること。 ｱ 有機質土、高有機質土 ｲ 粘性土で、標準貫入試験で得られるN値が2以下あるいはｽｳｪｰﾃﾞﾝ式ｻｳﾝﾃﾞｨﾝｸﾞ試験において 100 kg以下の荷重で自沈するもの ｳ 砂で、標準貫入試験で得られる N 値が 10 以下あるいはｽｳｪｰﾃﾞﾝ式ｻｳﾝﾃﾞｨﾝｸﾞ試験において半回転数(Nsw)が 50 以下のもの **3-2～3-5　（略）** **3-6 擁壁** (1)～(6)　（略） (7) 高さ 2m を超える擁壁の安定計算について 次の項目に対する安定計算書を添付すること。 ただし、国土交通省制定の「土木構造物標準設計」による構造物（小型重力式擁壁を除く）及び国土交通(建設)大臣認定の 2 次製品を使用する場合や間知ﾌﾞﾛｯｸ積(石積)擁壁の場合には、「ｴ」についてのみ添付すること。 また地震時の検討は、表 3-2 を基準とする。 ｱ 転倒に対する検討 ｲ 滑動に対する検討 ｳ 部材の応力度に対する検討 ｴ 地盤支持力に対する検討 注) 土圧係数については、ｸｰﾛﾝもしくは試行くさびによる係数を用いること。	１１Ｐ~ １４Ｐ~

表 3-2 擁壁の高さに対する地震の影響の判定基準

	擁　壁　高　さ　(H)		
	0m　　5m	5m　　8m	
地震の影響の判定	一般に地震は考慮しなくてよい。ただし、逆 T 型及び L 型擁壁については、5~8m を適用し、連続施工する場合を想定し、地震を考慮する場合にも適用できるようにしてある。	重要度が高いものは考慮する。ただし、もたれ式は考慮しない。	すべて考慮する。

(8) 地上高が 2m 以下の擁壁の安定計算について

地上高が 2mを超える擁壁に準じて設計すること。なお、上記「ｴ」については、施工時に、擁壁の断面形状及び基礎底面位置が変化する毎に、原位置試験で支持地盤の許容支持力度が最大地盤反力度以上であることを確認すること。支持地盤の許容支持力度が不足している場合、地盤改良等の適切な措置を講じることとし、法第３５条の２第１項（変更許可）の対象とする。

(9)～(12)　(略)

3-7　(略)

第四節　道路

4-1　基準（略）

4-2　道路計画

(1)　(略)

(2)　(削除)

表 3-2 擁壁の高さに対する地震の影響の判定基準

	擁　壁　高　さ　(H)		
	0m　　5m	5m　　8m	
地震の影響の判定	一般に地震は考慮しなくてよい。ただし、逆 T 型及び L 型擁壁については、5~8m を適用し、連続施工する場合を想定し、地震を考慮する場合にも適用できるようにしてある。	重要度が高いものは考慮する。ただし、もたれ式は考慮しない。	すべて考慮する。

(8) 高さ　2m 以下の擁壁の安定計算について

高さ　2mを超える擁壁に準じて設計すること。なお、上記「ｴ」については、施工時に　原位置試験で原　地盤の許容支持力度が最大地盤反力度以上であることを確認すること。

(9)～(12)　(略)

3-7　(略)

第四節　道路

4-1　基準（略）

4-2　道路計画

(1)　(略)

(2) 開発道路等の幅員（施行令第 25 条第 1 号及び同条第 2 号）

開発区域内に設置する道路の幅員は、開発区域の規模、予定建築物の用途及び道路の種類に応じて表 1-1 を標準とする。

表 1-1 開発面積と道路幅員(施行令第 25 条第 2 号)

１５P~

２１P~

(2)～(4)　(略)

4-3～4-4（略）

4-5　舗装

(1)　車道の舗装は、原則アスファルト舗装とし、コンクリート舗装にする場合は道路管理者と協議すること。なお、舗装構成については道路構造令に従うものとし、標準は図 4-4 とする。

(施行規則第 24 条第 1 号)

尚、区画幹線道路以上の道路については、必要に応じて CBR 試験を行うとともに、道路管理者と十分協議のうえ、舗装構成を決定すること。

図 4-4　車道舗装標準図

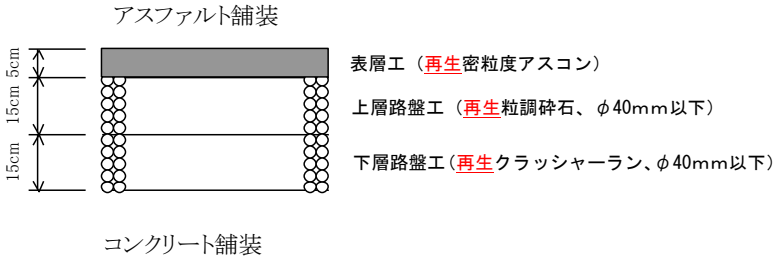

(注)施行令第 25 条第 2 号において認める「小区間で交通に支障がない道路」とは、次のとおりとする。

開発規模 ＼ 道路区分	0.1ha 未満	0.1ha ～ 1.0ha	1.0ha ～ 5.0ha	5.0ha ～ 20.0ha	20.0ha 以上
住区幹線道路					12m 以上
区画幹線道路			9 ～ 12m		
区 画 道 路	[4m] [5m] 6m				

[4m]は、開発区域内で予定区画数又は予定戸数が 8 以内

[5m]は、開発区域内で予定区画数又は予定戸数が 20 以内

(3)～(5)　(略)

4-3～4-4（略）

4-5　舗装

(1)車道の舗装は、アスファルト舗装又はコンクリート舗装とし、図 4-4 を標準とする。

(施行規則第 24 条第 1 号)

尚、区画幹線道路以上の道路については、必要に応じて CBR 試験を行うとともに、道路管理者と十分協議のうえ、舗装構成を決定すること。

図 4-4　車道舗装標準図

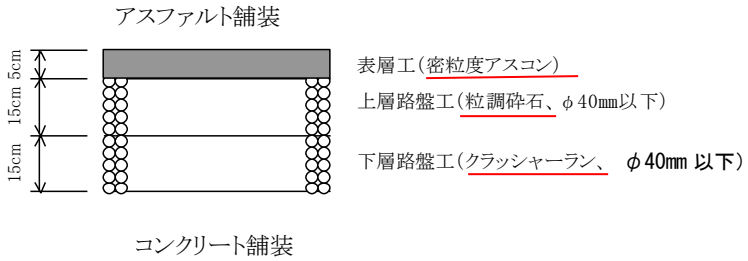

２５Ｐ～

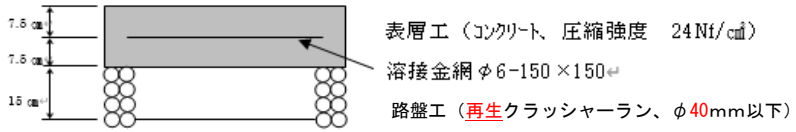

（注）「ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装要綱」「ｾﾒﾝﾄｺﾝｸﾘｰﾄ舗装要綱」等を参考とすること。
（注）「舗装の構造に関する技術基準・同開設」「舗装設計施工指針」「舗装設計便覧」等を参考とすること。

（2）歩道の舗装は、図 4-5 を標準とすること。

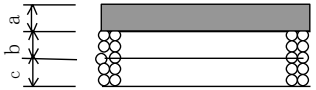

表層（透水性アスコン）
再生クラッシャーラン（φ40mm 以下）
砂

（単位：cm）

	歩道	乗入口
a	4	5
b	10	15
c	7	15

（3）道路の縦断勾配が 6%以上の場合、すべり止め舗装（舗装厚 3cm）を行うこと。

図 4-6 すべり止め舗装標準図

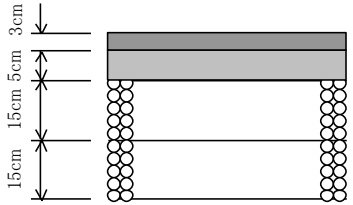

すべり止め舗装
表層工（再生密粒度アスコン）
上層路盤工（再生粒調砕石、φ40mm以下）
下層路盤工（再生クラッシャーラン、φ40mm以下）

※すべり抵抗性を高める工法として、表層を密粒度ギャップアスコン 5cm の舗装構成にするなど、現地の状況を踏まえ道路管理者と十分協議を行うこと。

（4）（略）

4-6～4-8　（略）

4-9　転回広場

道路は、通り抜けを原則とするが、やむを得ず袋路となる場合、下記のように転回広場を設置すること。（施行規則第 24 条第 5 号）
幅員 6m 未満の場合、35m ごとに転回広場（図 4-8）を設置すること。ただし、道路延長が 35m 未満の場合はこの限りではない。

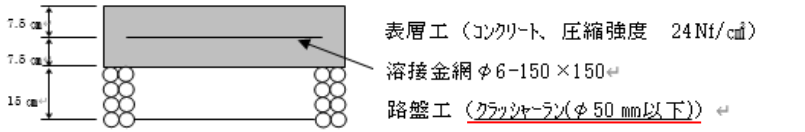

（注）「ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装要綱」「ｾﾒﾝﾄｺﾝｸﾘｰﾄ舗装要綱」等を参考とすること。
（注）「舗装の構造に関する技術基準・同開設」「舗装設計施工指針」「舗装設計便覧」等を参考とすること。

（2）　道の舗装は、図 4-5 を標準とすること。

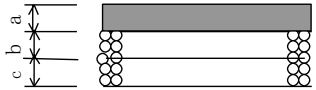

表層（透水性アスコン）
クラッシャーラン（φ40mm 以下）
砂

（単位：cm）

	歩道	乗入口
a	4	5
b	10	15
c	7	15

（3）道路の縦断勾配が 6%以上の場合、すべり止め舗装（舗装厚 3cm）を行うこと。

図 4-6 すべり止め舗装

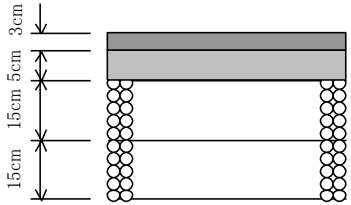

すべり止め舗装
表層工（密粒度アスコン）
上層路盤工（粒調砕石、φ40mm以下）
下層路盤工（クラッシャーランφ40mm 以下）

※すべり抵抗性を高める工法として、表層を密粒度ギャップアスコン 5cm の舗装構成にするなど、現地の状況を踏まえ道路管理者と十分協議を行うこと。

（4）（略）

4-6～4-8　（略）

4-9　転回広場

道路は、通り抜けを原則とするが、やむを得ず袋路となる場合、下記のように転回広場を設置すること。（施行規則第 24 条第 5 号）
幅員 6m 未満の場合、35m ごとに転回広場（図 4-8）を設置すること。ただし、道路延長が 35m 未満の場合はこの限りではない。

２７Ｐ～

(1) 幅員 6m 以上の場合でも、終端部に転回広場(図 4-8)を設置すること。
(2) その他については、建築基準法施行令第 144 条の 4 及び道路位置指定の基準に準じること。

①転回広場

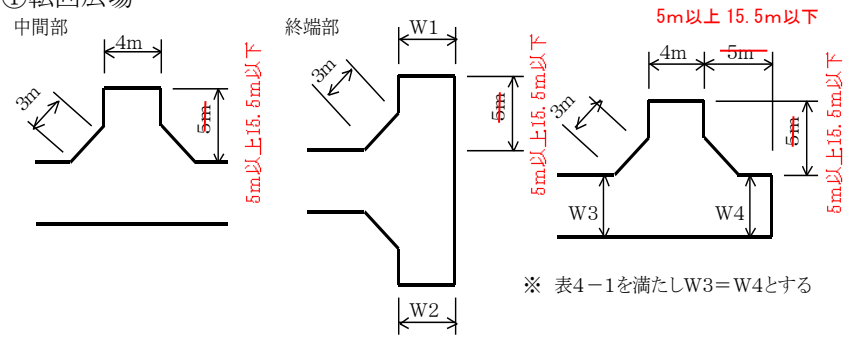

図 4-8

②転回広場の位置等

転回広場は35m間隔で設置しなければならないが、画地の形状を良好に計画するため、次に示す①～④は支障のないものとする。

① 中間の位置について

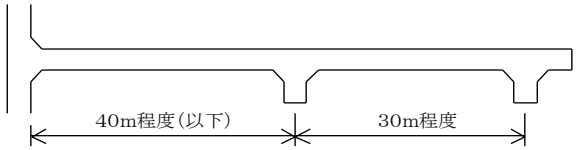

② 終端の位置について

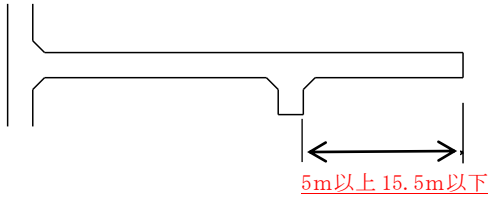

(1) 幅員 6m 以上の場合でも、終端部に転回広場(図 4-8)を設置すること。
(2) その他については、建築基準法施行令第 144 条の 4 及び道路位置指定の基準に準じること。

①転回広場

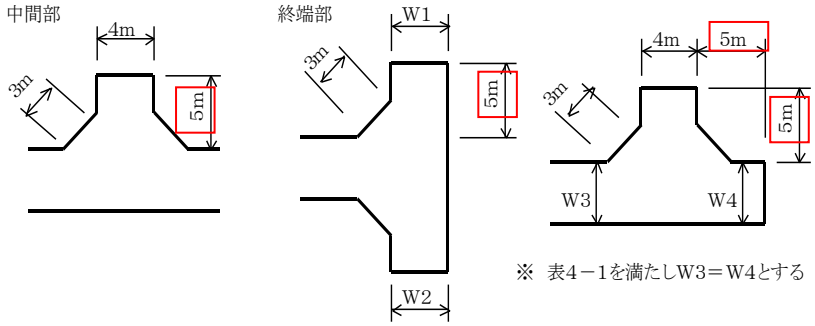

図 4-8

②転回広場の位置等

転回広場は35m間隔で設置しなければならないが、画地の形状を良好に計画するため、次に示す①～④は支障のないものとする。

① 中間の位置について

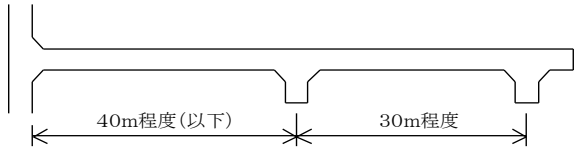

② 終端の位置について

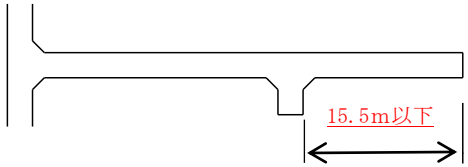

③ 箇所数について（途中転回広場ｎ個の場合　ｎ≧１）

③ 箇所数について（途中転回広場ｎ個の場合　ｎ≧１）

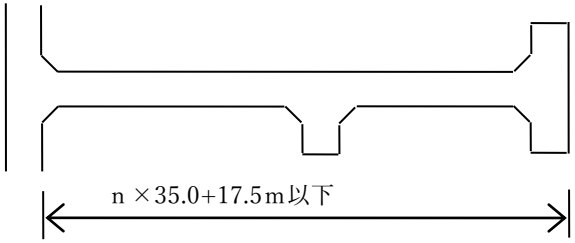

③ P型転回広場

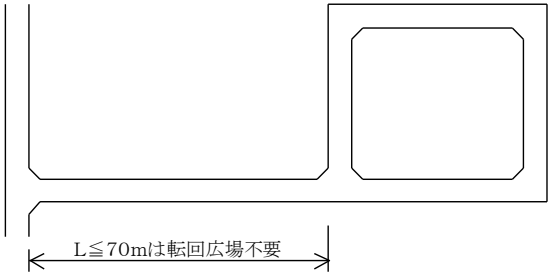

図4-9

4-10　平面交差

（1）～（6）（略）

図 4-11　片角切り

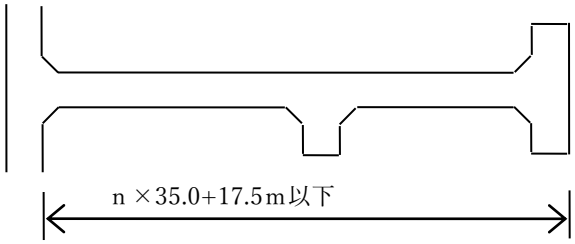

③ P型転回広場

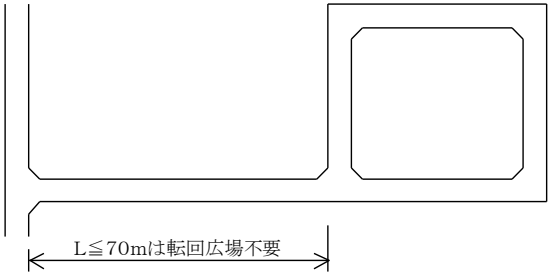

図4-9

4-10　平面交差

（1）～（6）（略）

図 4-11　片角切り

３０Ｐ~

(1) 片方が他人地又は既存建築物等により片角切りとなる場合

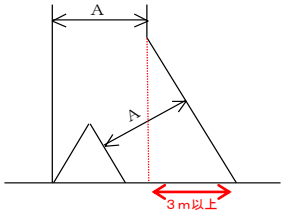

角切りが取れない側に一辺が3m
の正三角形を取り、道路幅員の幅を
平行移動

(2) 既存建築物等により(1)の片角切りもとれない場合

① (1)の方法で、正三角形の一辺を2mとする

② 上記でも支障がある場合は、下図のとおりとする。

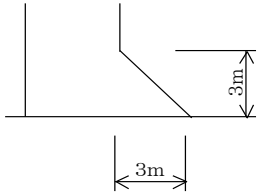

4-11　道路側溝

(1) 道路の両側に、雨水等を有効に排水するために必要な道路側溝を設置すること。(施行規則第 24 条第 2 号)

ｱ U 型側溝の内法幅及び深さは、最低 30cm とする。

ｲ 側溝の底勾配は、流速 0.8m/秒から 3.0m/秒の間に入るよう計画すること。

ｳ 道路縦断勾配が 6%以上又は流速 3.0m/秒を越える部分については、30m 間隔に減勢工を設けること。尚、構造については、固定式のｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ蓋(T-25t、ﾉﾝｽﾘｯﾌﾟ型、ﾎﾞﾙﾄ固定式)を設け、維持管理できるようにすること。

ｴ 傾斜地に設ける道路側溝については、現場打とする。

ｵ 二次製品側溝蓋設置については、緩衝材を敷くこととし、蓋と蓋の隙間は 1cm 以下とすること。

ｶ 現場打ち側溝蓋については次のとおりとする。

①生ｺﾝｸﾘｰﾄ(24-12-20BB、水セメント比 55%以下)を打設し、ﾊﾞｲﾌﾞﾚｰﾀｰを使用すること。

②縦断勾配が 6%以上の場合は、10m 毎に L=50cm の現場打

(1) 片方が他人地又は既存建築物等により片角切りとなる場合

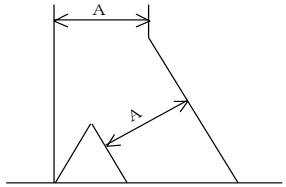

角切りが取れない側に一辺が3m
の正三角形を取り、道路幅員の幅を
平行移動

(2) 既存建築物等により(1)の片角切りもとれない場合

① (1)の方法で、正三角形の一辺を2mとする

② 上記でも支障がある場合は、下図のとおりとする。

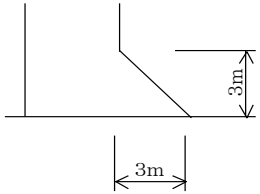

4-11　道路側溝

(1) 道路の両側に、雨水等を有効に排水するために必要な道路側溝を設置すること。(施行規則第 24 条第 2 号)

ｱ U 型側溝の内法幅及び深さは、最低 30cm とする。

ｲ 側溝の底勾配は、流速 0.8m/秒から 3.0m/秒の間に入るよう計画すること。

ｳ 道路縦断勾配が 6%以上又は流速 3.0m/秒を越える部分については、30m 間隔に減勢工を設けること。尚、構造については、固定式のｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ蓋(T-25t、ﾉﾝｽﾘｯﾌﾟ型、ﾎﾞﾙﾄ固定式)を設け、維持管理できるようにすること。

ｴ 傾斜地に設ける道路側溝については、現場打とする。

ｵ 二次製品側溝蓋設置については、緩衝材を敷くこととし、蓋と蓋の隙間は 1cm 以下とすること。

ｶ 現場打ち側溝蓋については次のとおりとする。

① 生ｺﾝｸﾘｰﾄ(24-8-20BB)を打設し、ﾊﾞｲﾌﾞﾚｰﾀｰを使用すること。

② 縦断勾配が 6%以上の場合は、10m 毎に L=50cm の現場打ち

３０Ｐ～

ち側溝蓋を設置すること。 ③型枠は永久型枠とし、合板使用の時は必ず脱型すること。 ④表面はﾎｳｷ目仕上げとする。 ⑤30cm 幅の場合の鉄筋は、主筋 D13mm (SD345) @130mm、配力筋 D13mm (SD345) @130mm を標準とし、全て写真管理を行なうこと。 ｷ 集水桝のｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ蓋は、T-25、ﾎﾞﾙﾄ固定式、ﾉﾝｽﾘｯﾌﾟ型とし、その蓋掛りは 10cm とする。但し、二次製品を使用する場合は壁厚 t=15cm とすることができる。	側溝蓋を設置すること。 ③ 型枠は永久型枠とし、合板使用の時は必ず脱型すること。 ④ 表面はﾎｳｷ目仕上げとする。 ⑤ 30cm 幅の場合の鉄筋は、主筋 D13mm ___ @130mm、配力筋 D13mm ___ @130mm を標準とし、全て写真管理を行なうこと。 ｷ 集水桝のｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ蓋は、T-25、ﾎﾞﾙﾄ固定式、ﾉﾝｽﾘｯﾌﾟ型とし、その蓋掛りは 10cm とする。但し、二次製品を使用する場合は壁厚 t=15cm とすることができる。	
(2) ～ (4) (略)	(2) ～ (4) (略)	
4-12 安全施設の設置 (1) 開発区域内の道路及び開発行為の関連工事として整備する既設道路で、次のいずれかに該当する場合は、安全施設(防護柵・道路反射鏡等)を設置すること。 ｱ 道路が崖面又は河川、鉄道等に接している場合 ｲ 道路の曲線部 ｳ 通行車両及び歩行者の安全のために必要と判断される場合 ｴ 道路幅員に相違が生じる場合 ｵ 道路の交差部 (2) 道路管理者、所管警察署及び市長が必要と認める道路については、区画線、道路標識及び照明施設等の設置を行うこと。 (3) 道路標識及び防護柵については、「道路標識設置基準」「防護柵の設置基準・同解説」等を参考とすること。 (4) ｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙには、補助ﾋﾞｰﾑを取り付けること。	**4-12 安全施設の設置** (1) 開発区域内の道路及び開発行為の関連工事として整備する既設道路で、次のいずれかに該当する場合は、安全施設(防護柵・道路反射鏡等)を設置すること。 ｱ 道路が崖面又は河川、鉄道等に接している場合 ｲ 道路の曲線部 ｳ 通行車両及び歩行者の安全のために必要と判断される場合 ｴ 道路幅員に相違が生じる場合 ｵ (追加) (2) 道路管理者、所管警察署及び市長が必要と認める道路については、区画線、道路標識及び照明施設等の設置を行うこと。 (3) 道路標識及び防護柵については、「道路標識設置基準」「防護柵の設置基準・同解説」等を参考とすること。 (4) ｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙには、補助ﾋﾞｰﾑを取り付けること。	３１P~
4-13 (略)	**4-13 (略)**	
4-14 占用物 (1) 道路占用物については、「熊本市道路占用許可及び法定外公共物使用許可に係る基準要綱」に準ずるものとする。 (2) (略)	**4-14 占用物** (1) 道路占用物(埋設物)の土被りは、原則として 1.2m 以上とする。但し、道路幅員 6.5m 未満の道路については浅層埋設(土被り 0.8m)で施工することができる。 (2) (略)	３１P~

4-15　境界標 (1)道路敷の境界は、境界標を設置し、その範囲を明確にすること。 (2)市道については、「熊本市測量標等保全要綱」及び「熊本市境界標設置要領」に基づき、境界標の設置を行うこと。	4-15　境界杭 (1)道路敷の境界は、境界杭を設置し、その範囲を明確にすること。 (2)市道については、「熊本市道路測量標等保全要綱」及び「熊本市道路境界標設置要領」に基づき、境界杭の設置を行うこと。	
4-16　（略）	4-16　（略）	
第五節　公園・緑地	**第五節　公園・緑地**	
5-1　公園の種類と位置	5-1　公園の種類と位置	３３Ｐ~
(1)　（略）	(1)　（略）	
(2) 公園が地形その他により、公共施設等に面しないときは、2.0m 以上の幅員の緑道を設け、他の敷地から分離すること。なお、ゴミ置き場に面する場合も、2.0m 以上の幅員の緑道を設けること。 但し、公園面積が 600 ㎡以上の場合は、この限りではない。	(2) 公園が地形その他により、公共施設等に面しないときは、2.0m 以上の幅員の緑道を設け、他の敷地から分離すること。 但し、公園面積が 600 ㎡以上の場合は、この限りではない。	
5-2～5-5　（略）	5-2～5-5　（略）	
第六節　緑地の保全 ～ 第八節　調整池（略）	**第六節　緑地の保全 ～ 第八節　調整池（略）**	
第九節　給水施設	**第九節　給水施設**	
9-1　（略）	9-1　（略）	
9-2 給水施設 給水施設は、本市上下水道局の「上下水道工事共通仕様書」、「上下水道工事施工管理基準」、「上下水道工事標準構造図」及び「給水装置工事設計施工基準」並びに「水道施設設計指針」に基づき、設計及び工事を行い、工事完了後無償譲渡する場合は、速やかに上下水道局に引き継ぐこと。	9-2 給水施設 給水施設は、本市上下水道局の「　水道工事共通仕様書」、「　水道工事施工管理基準」及び「給水装置工事設計施工基準」並びに「水道施設設計指針」に基づき、設計及び工事を行い、工事完了後無償譲渡する場合は、速やかに上下水道局に引き継ぐこと。	４７Ｐ~
第十節　消防水利（略）	**第十節　消防水利（略）**	
第十一節　関係する法令等	**第十一節　関係する法令等**	
11-1～11-2　（略）	11-1～11-2　（略）	
11-3 森林、自然、環境保全に関する規制	11-3 森林、自然、環境保全に関する規制	４９Ｐ~

(1)～(6)　(略)

(7)熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例

・緑化は、自然地の保全、環境及び景観の改善はもとより、土地利用の異なる区域相互間の緩衝、又は災害の防止及び緊急時の避難場所、安全かつ快適な居住環境を確保することを目的とし、必要に応じて行うこと。

・開発行為の事前協議、環境保護地区内の行為の届出及び指定の解除

・開発行為に際しては、同条例第16条の規定により、「開発行為における緑に関する申請書」を提出し、自然環境の保全及び緑化の推進に関する協議を行うこと。

表 11-1 開発面積と緑化基準

建物用途	開発面積（注１）	緑化面積（注２）
工場・事業所	3,000 ㎡未満	開発区域の 10%以上
	3,000 ㎡以上 9,000 ㎡未満	開発区域の 15%以上
	9,000 ㎡以上	開発区域の 20%以上
共同住宅		開発区域の 10%以上

（注１）土地利用計画における「公共施設用地」は開発面積から除くものとする。
なお、公共施設とは、都市計画法第四条第十四項及び都市計画法施行令第一条の二に規定する施設をいう。

（注２）開発区域が「熊本市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第９条第１項の規定に基づく準則を定める条例」による「法第９条第２項の規定により公表された基準に定める区域」内である場合は条例に定める割合とする。

(8)～(9)　(略)

11-4～11-7　(略)

(1)～(6)　(略)

(7)熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例

・緑化は、自然地の保全、環境及び景観の改善はもとより、土地利用の異なる区域相互間の緩衝、又は災害の防止及び緊急時の避難場所、安全かつ快適な居住環境を確保することを目的とし、必要に応じて行うこと。

・開発行為の事前協議、環境保護地区内の行為の届出及び指定の解除

・開発行為に際しては、同条例第16条の規定により、「開発行為における緑に関する申請書」を提出し、自然環境の保全及び緑化の推進に関する協議を行うこと。

表 11-1 開発面積と緑化基準

建物用途	開発面積	緑化面積
工場・事業所	3,000 ㎡未満	開発区域の 10%以上
	3,000 ㎡以上 9,000 ㎡未満	開発区域の 15%以上
	9,000 ㎡以上	開発区域の 20%以上
共同住宅		開発区域の 10%以上

（追加）

(8)～(9)　(略)

11-4～11-7　(略)